

議員提出議案第3号

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年9月27日

提出者	さぬき市議会議員	松原 壯典
賛同者	さぬき市議会議員	谷木 伸行
賛成者	さぬき市議会議員	高嶋 正朋
賛成者	さぬき市議会議員	鏡原 光代
賛成者	さぬき市議会議員	松岡 裕明
賛成者	さぬき市議会議員	森田 浩之
賛成者	さぬき市議会議員	中川 睦彦
賛成者	さぬき市議会議員	濱岡 洋貴

## ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

令和5年3月に、内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果では、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%に当たる146万人に及ぶと推計されており、若年層から中高年層までの幅広い世代のニーズに対応した支援が求められているが、現時点ではひきこもり支援に特化した法律は制定されていない。

ひきこもり支援に関係した法整備としては、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」のほか、平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」があるが、それぞれ対象を「若者世代」や「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、法のはざままで支援を受けることができないケースが生じている。

また、国は、ひきこもり支援の核として、令和4年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、その実施は一部の市区町村にとどまっており、自治体間での格差が生じている。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、ひきこもりを社会全体で取り組むべき重要な課題として捉え、ひきこもり支援に特化した法制度を設け支援体制等を明文化し、年齢や所得の状況にかかわらず誰もが、全国どこでも必要な支援を受けることができるよう、「ひきこもり支援基本法」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年 月 日

香川県さぬき市議会

### 【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣  
衆議院議長、参議院議長